

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

(1)経営理念「私たちクラボウグループは、新しい価値の創造を通じてより良い未来社会づくりに貢献します。」のもと、株主をはじめ取引先、地域社会など当社に関係するステークホルダーに存在価値を認められる企業グループであるよう、公正で透明性の高い事業活動を行うように努める。

(2)最良のコーポレートガバナンスを追求し、継続的にその充実に取り組み、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指す。

なお、当社は、当社グループにおける最良のコーポレートガバナンスの実現を目的として、コーポレートガバナンスについての基本的な考え方、枠組み等を定めるものとして、取締役会決議に基づき「クラボウ コーポレートガバナンス ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます。)を制定しております。本ガイドラインにつきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) をご参照ください。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則4-1-3 社長の後継者計画]

当社は、現在社長の後継者計画を策定しておりませんが、指名・報酬諮問委員会の意見をふまえた上で、今後策定してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

1. [原則1-4 政策保有株式]

本ガイドライン第7条をご参照ください。

2. [原則1-7 関連当事者間の取引]

本ガイドライン第10条をご参照ください。

3. [原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

本ガイドライン第14条をご参照ください。

4. [原則3-1 情報開示の充実]

(i) 経営理念、経営計画

クラボウグループ経営理念・行動基準・倫理綱領につきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp/company/philosophy.html>) をご参照ください。

当社グループの中期経営計画「Creation '21」につきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp/finance/vision.html>) をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本ガイドライン第2条をご参照ください。

(iii) 取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続

後記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等」に係る事項、[取締役報酬関係]をご参照ください。

(iv) 取締役(補欠候補者を含む。以下同じ。)の指名、並びに経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続

本ガイドライン第24条及び第25条をご参照ください。

(v) 取締役候補者の個々の選解任・指名についての説明

株主総会参考書類に、各取締役候補者の略歴、地位、兼職の状況及び選任理由を記載しております。

「招集通知」につきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/index.html>) に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

5. [補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

本ガイドライン第21条をご参照ください。

当社は、定款第27条に会社法に基づき取締役会決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を設けております。

6. [原則4-9 独立性基準]

本ガイドライン第27条をご参照ください。

なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

7. [補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

本ガイドライン第20条及び第24条をご参照ください。なお、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、

上記4. [原則3-1 情報開示の充実] (iv) をご参照ください。

8. [補充原則4-11-2 取締役の兼任状況の開示]

各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職につきましては、事業報告、株主総会参考書類及び有価証券報告書で開示しております。
「招集通知」及び「有価証券報告書」につきましては、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。
＜招集通知＞：<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/index.html>
＜有価証券報告書＞：<https://www.kurabo.co.jp/ir/library/index.html>

9. [補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する自己評価の概要]

当社取締役会は、全取締役に対し「取締役会の実効性の分析・評価に関する質問票」を配布し、その回答結果をもとに2018年度の実効性に関する分析・評価を行いました。その結果、取締役会の人数・構成、運営状況、審議状況、社外取締役の人数に関する事項等は概ね適切であり、経営陣の監督機能及び意思決定機能等、取締役会はその役割・責務を果たしており、実効性は問題がないとの結論に達しました。

なお、今後検討・改善の余地があるとの意見が提出された事項とその対応策につきましては、以下のとおりです。

(i) 事業に影響する主要なリスクに関する議論の充実

主要リスクについては、昨年と同様、その抽出及び議論の方法に改善の余地があるとの意見がありました。これについては、引き続き改善方法を検討のうえ、リスクに関する議論の充実を図ってまいります。

(ii) 株主との積極的なコミュニケーションの実施

機関投資家をはじめとする株主に対する積極的な情報発信は不十分であるとの意見がありました。これについては、IR説明会の実施等の改善方法を検討のうえ、積極的な株主とのコミュニケーションを図ってまいります。

10. [補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針]

本ガイドライン第29条をご参照ください。

11. [原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

本ガイドライン第31条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	1,058,041	4.92
株式会社みずほ銀行	1,058,018	4.92
日本生命保険相互会社	920,000	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	754,200	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730,500	3.39
株式会社中国銀行	726,589	3.38
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	615,800	2.86
GOVERNMENT OF NORWAY	483,638	2.25
三井住友信託銀行株式会社	412,000	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	369,500	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

— — —

親会社の有無

なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2019年3月31日現在の状況です。

・2018年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2018年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称(保有株券等の数、株券等保有割合)]

三井住友アセットマネジメント株式会社(103千株、0.45%)

株式会社三井住友銀行(1,058千株、4.57%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茂木 鉄平	弁護士					△			○			
新川 大祐	公認会計士											
西村 元秀	他の会社の出身者											
谷澤 実佐子	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

茂木 鉄平	○	○	茂木鉄平氏は、1983年4月から1986年3月までの間、当社の主要な取引先である伊藤忠商事(株)に使用人として在籍しておりましたが、同社を退職してから相当年数が経過していることから、当該会社から影響を受けるおそれはありません。 また、同氏が社員である弁護士法人大江橋法律事務所及びパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりません。当社は、個別案件について、同事務所の有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがありますが、当社の担当は同氏以外の弁護士であり、また、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬額の0.2%未満であることから、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	茂木鉄平氏は、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、社外取締役(監査等委員)として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
新川 大祐	○	○	----	新川大祐氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
西村 元秀	○	○	----	西村元秀氏は、長年にわたり経営に携わった経験をもたれており、社外取締役(監査等委員)として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
谷澤 実佐子	○	○	----	谷澤実佐子氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的かつ独立した立場から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えており、また女性の視点、観点を、多様な人材の活躍推進等に生かしていただけたと考えております。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保しております。

また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、業務執行取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しております。監査等委員会は会計監査人と密接な連携を保ち、会計監査人の監査計画の聴取や監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換、意見交換を行います。

また、常勤監査等委員は会計監査人の往査に同行し、監査実務に立ち会います。

・監査等委員会は、監査室（内部監査部門）と密接な連携を保ち、年度初めに監査計画の説明を受けます。期中においては、定期的に連絡会を開催し、監査結果の相互報告等の情報交換を行います。

・社外取締役（監査等委員）の新川大祐氏及び谷澤実佐子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

2019年6月27日開催の取締役会の決議により、取締役及び執行役員の指名並びに報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化を目的として、当社社長及び監査等委員全員で構成される任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しました。当該委員会の概要は、以下のとおりです。なお、当該委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

（目的）

取締役及び執行役員の指名並びに報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化

（権限）

取締役会の諮問に応じ、取締役及び執行役員に関する以下の事項について審議・決定し、その内容を取締役に答申する。

取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を最大限尊重するものとする。

・役員の選任、再任及び解任に関する事項

・監査等委員を除く役員の報酬等に関する事項

（委員会の構成）

委員長：茂木鉄平（社外取締役・監査等委員）

委員：藤田晴哉（代表取締役・取締役社長）、岡田治（取締役・常勤監査等委員）、新川大祐（社外取締役・監査等委員）、

西村元秀（社外取締役・監査等委員）、谷澤実佐子（社外取締役・監査等委員）

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的として、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者である取締役を除く。）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、本制度の詳細については、当社ホームページに掲載の第211回定時株主総会招集ご通知 (<https://www.kurabo.co.jp/ir/shareholdersmeeting/index.html>) をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）にかかる当社の役員に対する報酬等の額は、以下のとおりであります。

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	7名	164百万円
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	1名	21百万円
社外役員	4名	15百万円

（注意）

- 1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2) 上記の人数には、2018年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含めております。
- 3) 2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬（以下、「取締役報酬」といいます。）の決定に関しては、基本報酬（金銭報酬）及び業績連動型株式報酬により構成することとし、株主総会の決議により定められたそれぞれの上限額等の範囲内で、代表権の有無、役職等を基に決定すること、業績連動型株式報酬につきましては、業績及び株式価値との連動性を明確にし、業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものとするを基本方針としております。

・基本報酬（金銭報酬）と業績連動型株式報酬の支給割合につきましては、基本報酬（金銭報酬）を主としつつ、適切なインセンティブとなるような割合とする方針です。

・取締役報酬のうち基本報酬につきましては代表権の有無、個々の職責及び実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定することとし、業績連動型株式報酬につきましては、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的に、中期経営計画の業績目標、ROE目標の達成度に応じて関連する規程に基づき交付株式数が算出されます。

・取締役報酬の額・内容、手続の透明性、客観性等を確保するため、取締役の指名・報酬に関する独立社外取締役を中心とする任意の「指名・報酬諮問委員会」（以下、「指名・報酬諮問委員会」といいます。）を2019年6月27日に設置いたしました。

・取締役報酬の決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を受けた取締役会が、取締役報酬に関する基本方針に基づき協議を行い、最終決定を取締役社長に委任いたします。

・取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容、取締役会の協議内容をふまえた上で、具体的な取締役報酬額・内容を決定いたします。

・執行役員につきましても、取締役報酬と同様の報酬体系、決定手続を採用しております。

・監査等委員である各取締役の報酬の決定に関しては、固定金銭報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定することを基本方針としております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役（監査等委員）のサポートについては、常勤監査等委員及び補助使用人が行います。社外取締役（監査等委員）の監査に必要な情報について、常勤監査等委員及び補助使用人が資料を提供するなどの確な情報提供に努めます。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社は、取締役会の決議をもって相談役を置くことができる旨を定款に定めておりますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会の監督機能の強化等を目的として、監査等委員会制度を採用し、取締役の職務の執行を監査します。監査等委員である取締役5名（常勤1名）のうち4名（2019年6月27日現在）が社外取締役であります。常に監査等委員間で情報を共有するように努め、監査等委員会にて十分協議した上で監査意見を形成します。
- ・取締役会を設置し、毎月1回開催しております。取締役会は12名（2019年6月27日現在）の取締役により構成され、経営の基本方針、法令等で定められた事項及びその他経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、2019年6月27日開催の第211回定時株主総会において独立社外取締役を1名増員し、独立社外取締役が3分の1を占める体制としました。
- ・取締役会決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨を定款に定め、意思決定の迅速化、監督機能の強化を図れる体制となっております。
- ・経営と執行の分離及び経営の意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を採用しております。経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施しております。また、事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲しております。
- ・取締役、執行役員の選解任につきましては、本ガイドライン第24条及び第25条をご参照ください。
- ・取締役及び執行役員の報酬につきましては、前記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、1. 機関構成・組織運営等に係る事項、[取締役報酬関係]」をご参照ください。
- ・内部監査については、内部監査部門として監査室を設け、8名の担当者が年間の監査計画に基づいて内部監査を行っており、監査等委員会と定期的に監査結果等の情報交換を行います。毎月1回、監査室、経理部、常勤監査等委員による内部監査月例報告会を行い、会計処理の妥当性等、モニタリング結果を検証することにより、異常の有無、問題の発見に努めます。
- ・会計監査人監査については、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しており、会計監査人に対して、コンピュータのデータも提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。会計監査人監査を行った公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人所属の井上正彦、仲下寛司の2氏であります。監査補助者は、公認会計士10名、その他22名であります。
- ・当社と社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しています。委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会による監査・監督を実施し、また取締役会において各取締役の職務状況の把握及び監督を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案を十分に検討いただけるよう、総会日の3週間前までに発送するように努めるとともに、招集ご通知の発送日までに東京証券取引所のホームページ及び当社ホームページの「株主・投資家情報」にも掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類については、英訳版を作成しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「株主・投資家情報」のページを設け、決算情報、株式情報及びその他証券取引所の規則に基づき適時開示した情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「クラボウグループ倫理綱領」を定め、クラボウCSR委員会によるCSR活動を推進し、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーの期待に応えてまいる所存であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の内容は次のとおりです。 (1)企業倫理に関する事項 (2)企業の経済活動に関する事項(法令及び各種規則の遵守、製品安全、品質保証に関する取り組み、情報セキュリティ体制の構築、財務諸表の信頼性の確保、その他重要なリスク管理) (3)企業の環境活動に関する事項(環境負荷への対応、省エネルギーの推進) (4)企業の社会活動に関する事項(人権の尊重、安全衛生への取り組み、社会への貢献) (5)広報に関する事項(会社情報の適時、適切な開示、社会とのコミュニケーションの推進) なお、環境報告書は毎年、当社ホームページに掲載し、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はクラボウCSR委員会を設置し、「クラボウグループ倫理綱領」のなかで、情報提供の基本方針として「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を適時、的確に開示するとともに、個人情報及び顧客情報の保護に配慮した事業活動を行います。」を策定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2019年6月27日開催の取締役会の決議により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の内容の一部改定しました。改定後の当該体制の内容は以下のとおりであります。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査等委員会、会計監査人による監査を行います。

- (1) 経営理念として「私たちクラボウグループは、新しい価値の創造を通じてより良い未来社会づくりに貢献します。」を制定
- (2) クラボウグループ行動基準を制定
- (3) クラボウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラボウCSR委員会を設置
また、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- (4) クラボウコーポレートガバナンスガイドラインを制定
- (5) 執行役員制度を採用
- (6) 取締役、執行役員の指名、報酬に関する任意の諮問委員会を設置
- (7) 監査室による内部監査の実施
- (8) 公益通報制度の運用
- (9) 反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存及び管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- (1) 執行役員制度の採用による、経営と執行の分離及び経営の意思決定の迅速化
- (2) 毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- (3) 事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社につき、事業内容、規模、本店所在地等に応じて、以下の体制を構築しております。

- (1) 当社グループ各社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ各社におけるクラボウグループ経営理念・行動基準・倫理綱領の実践
 - ・グループ各社の管理に関する規程等に基づく適切な管理、監督体制の構築
 - ・監査室によるグループ各社に対する監査の実施
 - ・クラボウCSR体制へのグループ各社の参加
- (2) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
 - ・グループ各社の管理に関する規程等におけるグループ各社が当社に報告すべき事項その他の報告に関する事項の規定及び当該規定に基づく報告の実施
- (3) 当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理・コンプライアンスに関する規程等に基づくリスク管理の実施
 - ・諸規程に基づく人権、安全衛生、環境、製品安全、品質保証、情報セキュリティに関するリスク管理の実施
- (4) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・クラボウグループの中期経営計画の策定、遂行によるグループとしての企業価値の向上
 - ・グループ経営戦略に関する会議を通じた、グループ各社との情報共有及び適切な協業の実施
 - ・執行役員制度の採用による、経営と執行の分離及び経営の意思決定の迅速化

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査等委員会の監査への協力体制の整備に努めるとともに、監査等委員の監査に関する費用の適切な処理を行います。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保します。
また、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保します。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告に関する体制につきましては、監査等委員会に対する報告に関する規程を制定し、取締役（監査等委員であるもの

を除く。)、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項として、次の事項を定めております。なお、監査等委員会に報告すべき事項のうちグループ各社に関する事項につきましては、原則として当該グループ会社を担当する執行役員が監査等委員会に報告するものとしています。

また、同規程において、報告者に対する不利益となる取扱いを禁止し、報告者の保護を図っております。

- (1) 決算報告書類等に関する事項
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
- (3) 取締役(監査等委員であるものを除く。)、執行役員及び使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項
- (4) 公益通報規程に基づく通報内容に関する事項
- (5) 上記(1)から(4)の各号でグループ各社に関する事項
- (6) 上記(1)から(5)に掲げられた以外のもので、監査等委員会の監査に必要な事項

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況については、以下のとおりです。

1. 基本的な考え方

反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で対応します。

2. 整備状況

- (1) 「クラボウグループ倫理綱領」に上記の基本的な考え方「反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で対応します。」を明記するとともに、クラボウCSR委員会活動を通じて周知徹底を行っております。
- (2) 反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶つとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会事務局(総務部)を担当部門とし、不当要求等があった場合には、速やかに報告される体制をとっております。
- (3) 平素から反社会的勢力、団体に関する情報の収集を行い、必要に応じて関係部門に連絡しております。
- (4) 反社会的勢力、団体に対しては、警察をはじめとする外部専門機関とも連携の上、適切に対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2008年5月13日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、同取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の導入を決定いたしました。

2010年5月11日開催の取締役会、2013年5月8日開催の取締役会、2016年5月9日開催の取締役会及び2019年5月13日開催の取締役会において、本プランの内容を一部変更し、継続することを決定いたしました。また、2019年6月27日開催の定時株主総会において、本プランに対する株主の承認も得ております。

本件の詳細につきましては、当社ホームページ (<https://www.kurabo.co.jp>) の株主・投資家情報に「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（2019年5月13日）を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 基本姿勢

当社は、1989年に「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則」を定め、2011年に「クラボウグループ内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規程」として全面的な見直しを行い、会社情報の管理及び適時適切な開示に努めております。

「クラボウグループ倫理綱領、第6項 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を適時、的確に開示するとともに、個人情報及び顧客情報の保護に配慮した事業活動を行います。」を定めております。

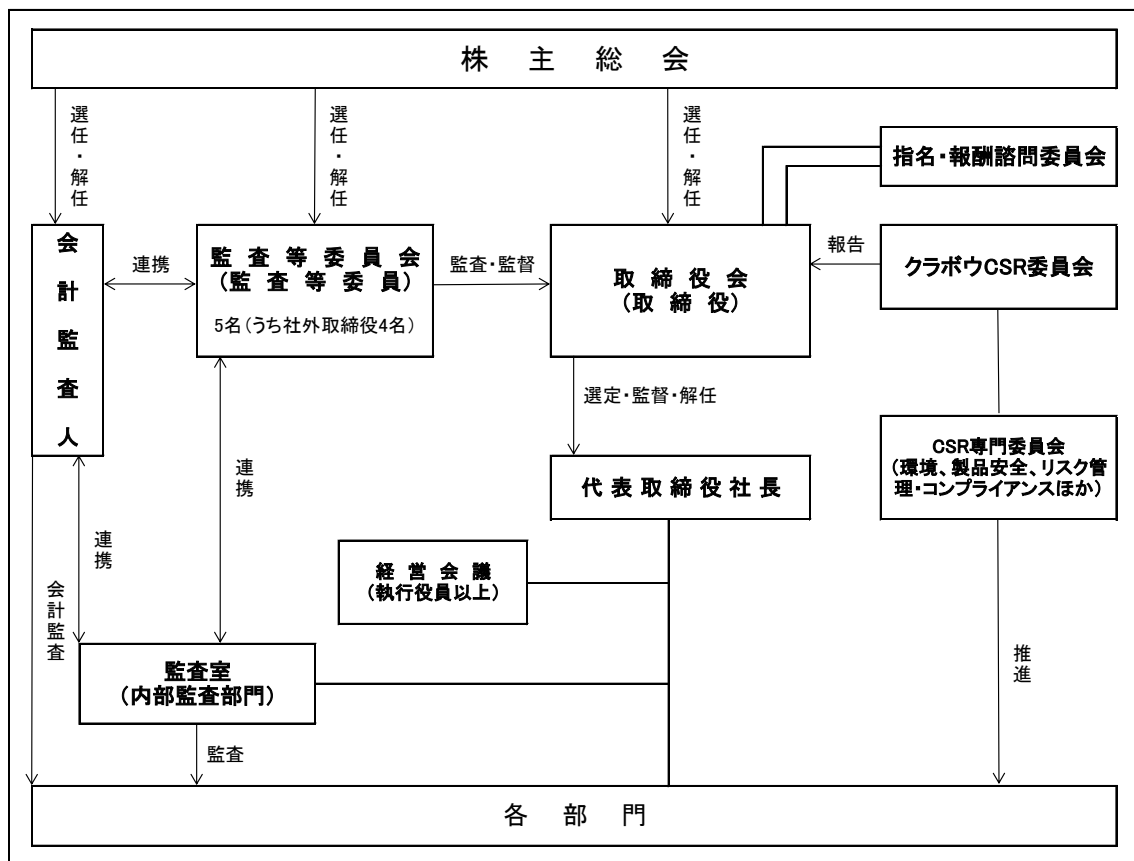
2. 社内体制

総務部長が情報取扱責任者となり、総務部が会社情報の管理、適時開示を担当しております。

インサイダー取引禁止、会社情報の管理について、定期的に社内通知を行い、また社内教育においてもとり上げ、周知徹底を図っております。

決定情報、発生情報、決算情報、子会社情報ごとの会社情報の管理、適時開示の体制は、別添の「適時開示体制図」のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



(1) 決定情報

